# 12月は悪質商法撲滅月間です



●昨年度、全国の消費生活センターなどへ悪質商法に関する相談が<u>約94万件</u>寄せられました。 悪質商法の手口は日々巧妙化しており、限りがありません!



## 悪質商法の例

- •「屋根を無料で点検してあげる」と言って訪問し、点検の結果「このままでは大変なことになる!」 と言って消費者の不安をあおり、不要な工事を契約させる『点検商法』
- ・電話で「家の不用品を買い取る」と言い、実際訪問すると、消費者が売りたくない貴金属など を強引に安い金額で買い取っていく『押し買い』
- → この他にも、様々な悪質商法があります。例のように自宅に業者が訪問してきたり 電話がかかって来た事がある方の多いのではないでしょうか?
- ●悪質商法の被害にあわない為には、その手口を知っておく事が重要な対策になります。 福岡県では毎年 12 月を『悪質商法撲滅月間』と位置付け、様々な啓発活動を行っています。 太宰府市においても、消費者啓発の強化のため『悪質商法撲滅月間キャンペーン』を実施します!



## 悪質商法撲滅月間キャンペーン

悪質商法撲滅! 街頭啓発活動

消費者啓発パネル展

★ルミエール太宰府店前と明治屋ジャンボ市太宰府店前で 街頭啓発活動を行います。

【日時】12月14日(金)午後3時から

★身近な詐欺事件などの手口を紹介します。 【期間】12月3日(月)~14日(金) 【場所】市役所1階 市民ギャラリー





#### 太宰府市消費生活センター

●開催日時●

毎週月~金曜日 午前9時30分~午後4時 (正午~午後1時は昼休み) ※予約不要

●場 所● 市役所2階 消費生活相談室

### 多重債務問題に関する無料法律相談窓口

●開催日時●

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日 午後1時~午後4時(一人30分程度)※要予約

●場 所● 市役所2階 201会議室

<問い合わせ・相談予約申し込み>

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)